

## 《各委員会提出議案》

平成17年6月29日決議

### 総務委員会提出議案

1. 国は、中小企業を活性化させるため、適切な景気・経済対策を実施すること。
2. 中小企業が地球環境保護や安全・エネルギー対策等の社会的課題に円滑に対応できるよう、次の措置を講ずること。
  - (1) 中小企業が行うリデュース・リユース・リサイクルのためのシステム構築や環境負荷低減の技術開発、ISO14000シリーズの取得等に対する支援策を拡充強化すること。
  - (2) 土壌汚染の調査及び浄化措置を行う場合、膨大な費用負担が伴うので、これに対する中小企業への支援策を講ずること。
  - (3) 地方公共団体等による産業廃棄物の最終処分場の確保・設置を強力に支援するとともに、中小企業が個別や共同で取り組む廃棄物の減量化・リサイクル施設の設置に対する支援策を強化すること。
3. 地方分権や国庫補助金の廃止・縮減が進められているが、中小企業に対する国の政策支援レベルを落とすことがないよう、万全の措置を講ずるとともに、中小企業組合を活用した政策を強力に推進すること。

### 組織委員会提出議案

1. 中小企業組合が、時代の変化に対応した展開ができるよう、中小企業等協同組合法等を次のように改正すること。
  - (1) 総会・総代会での選挙権の行使にあたり、電磁的方法が取れるようにすること。
  - (2) 代理人をもって議決権及び選挙権を行使する場合、その代理人が代理し得る組合員の数の制限を組合運営の現況に即して削除すること。
  - (3) 組合制度の社会的信頼性を高めるために、設立認可基準等に新たな規制を設けること。
  - (4) 所管行政庁が複数となる異業種組合の設立認可申請等に係る煩雑な手続きを合理化するため、組合員の多数を占める業種を所管する行政庁に一元化すること。
  - (5) 火災共済協同組合の火災共済の募集につき、金融機関が取り扱えるよう、そして、共済事業の範囲が拡大できるようにすること。
  - (6) 商工組合の存続規制を緩和すること。

- 2．中小企業の官公需契約の拡大を図るため、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に官公需適格組合の優先活用を規定すること。また、国の出先機関、地方公共団体に対し、適格組合制度の周知徹底に努めるとともに、「中小企業に関する国等の契約の方針」の実効を確保すること。
- 3．中小企業が取り組む新製品開発・新技術開発等に対する支援を強化するため、「新事業活動促進法」に基づく中小企業技術革新制度（S B I R）等の施策の拡充を図ること。

#### ・税務委員会提出議案

- 1．税制面における中小企業者の定義を中小企業基本法に合わせること。
- 2．法人税について、中小法人の軽減税率適用所得金額を,000万円に引き上げること。
- 3．固定資産税の税負担額を軽減すること。
- 4．中小企業組合の交際費課税について、組合員相互の連携、交流及び親睦等を図るための経費は全額損金として認めること。
- 5．消費税における免税事業者及び簡易課税事業者の判定は、基準期間を廃止し、当該課税期間の課税売上高によること。

#### ・流通委員会提出議案

- 1．商店街等の中心市街地活性化のため、「まちづくり3法」を抜本的に改正し、積極的・総合的・効果的な支援措置を講ずること。
- 2．大規模小売業者等が行う優越的地位の濫用、不当廉売、ぎまんの顧客誘因（不当表示）等の不公正な取引に対し、公正取引委員会は監視・指導を強化し、厳正・迅速な取締りを行うこと。
- 3．行政が導入する電子入札システム等の標準化を図るとともに、中小企業への説明機会を拡充すること。また、ネット犯罪の頻発などに鑑み、業種、業態ごとの講習会の実施等セキュリティ対策の一層の強化を図ること。
- 4．介護、宅配、子育て支援等のコミュニティ・ビジネス（地域貢献型事業）やビジネス支援サービスなど、新たなサービス業の起業を促進するための総合的な支援策を講ずること。

## 金融委員会提出議案

- 1．政府系金融機関の統合・再編に当たっては、政府系中小企業金融機関に対する特段の政策的配慮を行い、中小企業のセーフティネットとしての機能を引き続き持続させること。
- 2．「信用補完制度のあり方」の検討に当たっては、中小零細企業の資金繰りに悪影響を及ぼさないよう配慮し、慎重に検討を図ること。
- 3．地域・中小企業金融において重要な役割を果たしている信用組合が協同組織金融機関として、その機能を一層発揮できるよう、信用組合に対して、次の措置を講ずること。
  - (1) 金融検査の実施に当たっては、中小零細企業の経営実態を踏まえた検査を実施すること。
  - (2) 貸倒引当金の無税償却の拡大について、弾力的な取扱いを図ること。
- 4．高度化資金貸付制度の貸付利率にあつて、既往借入組合に対する金利引下げ等金利負担の軽減を図ること。
- 5．売掛債権を担保とした「売掛債権担保融資保証制度」を中小企業の立場での利用を踏まえ、特に対抗要件につき見直しを図ること。

## 労働委員会提出議案

- 1．法定労働時間の特例対象業種については、その特性等を踏まえ、現行の制度・対象業種・水準を維持・存続させること。また、時間外労働の目安となる上限時間の見直しは行わないこと。
- 2．パートタイム労働者の継続的就労に資するため、非課税限度額を150万円に引き上げるとともに、150万円までは、社会保険料納付の義務は課さないこと。
- 3．保育・託児施設の増設及び企業に対して仕事と育児の両立を支援する環境整備を図ることが女性の社会的進出支援と少子化への対応策となることから、その対策をさらに強化すること。
- 4．社会保険・労働保険については、中小企業の経営実態を十分に考慮し、過度の事業主負担について、抜本的な見直しを行うこと。
- 5．継続雇用制度の対象労働者に係る基準については、中小企業の実情を踏まえ見直すこと。